

5

奈良県母子寡婦自立促進計画策定検討会設置要綱

(設置目的)

第1条 本県における母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「母子家庭等」という）の自立への支援策に関する「奈良県母子寡婦自立促進計画（仮称）」（以下「自立促進計画」と呼ぶ）の策定について各関係機関が協議するため、「奈良県母子寡婦自立促進計画策定検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、別紙に掲げる団体の構成員等で、団体の推薦等をうけた委員により構成する。

2 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 検討会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議は委員長の要請に基づき事務局が招集し、委員長がその議長となる。ただし、初回の検討会は事務局が招集する。

2 検討会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(活動内容)

第5条 検討会は、自立促進計画を策定するために、本県の母子家庭等の置かれている現状の実態を把握する。

2 本県の母子家庭等の施策を体系的に構築し、今後の県としての施策展開の方向性を明確にする。

3 計画策定以降5年間の具体的な政策目標を掲げ、母子家庭等の自立へ向けた社会意識の醸成を図る。

4 計画に基づく多面的な自立支援策の展開により、母子家庭の母等の自立意欲の高揚を図る。

(庶務)

第6条 検討会の事務局は、奈良県福祉部こども家庭局こども家庭課に置く。

(雑則)

第7条

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成16年7月15日から施行する。

奈良県母子寡婦自立促進計画策定委員（50音順）

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| | 岩口 清 | （奈良県商工労働部雇用労政課課長） |
| | 大野 町子 | （大野協同法律事務所 弁護士） |
| | 岡本 淳 | （奈良県土木部住宅課課長） |
| | 川口 正親 | （奈良県民生児童委員連合会代表） |
| ◎ | 杉井 潤子 | （奈良教育大学助教授） |
| | 谷口 誠 | （生駒市福祉健康部部長） |
| | 辻 宏文 | （奈良労働局職業安定課課長） |
| | 中山 知恵美 | （平成17年度 一般委員） |
| ○ | 西浦 和枝 | （(社)奈良県母子福祉連合会会長） |
| | 花岡 睦子 | （奈良県母子生活支援施設協議会会長） |
| | 溝渕 美香 | （平成16年度 一般委員） |
| | 村田 智代子 | （(財)21世紀職業財団奈良事務所所長） |

◎委員長 ○副委員長